



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）…………… 2
- 民有保安林の指定の予定・2件（森林緑地課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 選挙管理委員会事項
- 個人演説会公営施設の指定…………… 4

告 示

沖縄県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局あげだ店	沖縄市安慶田三丁目11番33号中頭商事ビル103号	平成25年 5月 1日
ふくち歯科医院	沖縄市園田一丁目15番24号	平成25年 5月 1日
みのり薬局	与那原町字東浜90番地 4	平成25年 5月 1日
オリーブ薬局病院前店	宮古島市平良字下里495番地 3	平成25年 5月 1日
よしもとこどもクリニック	石垣市字登野城1024番地 1	平成25年 5月 1日
じのん整形外科クリニック	宜野湾市字宇地泊820番地	平成25年 5月 7日
うちどまり薬局	宜野湾市字宇地泊818番地	平成25年 5月13日
ニチイケアセンター沖縄訪問看護ステーション	沖縄市久保田三丁目 1 番12号プラザハウス 3 F	平成25年 5月30日
医療法人福木会北部カムカム歯科医院	名護市字茂佐の森二丁目19番地 1	平成25年 6月 1日
スター歯科クリニック	うるま市字豊原750番地	平成25年 6月 1日
すこやか薬局かけぼく店	西原町字掛保久287番地	平成25年 6月 1日
病院前薬局	宮古島市平良字下里437番地 9	平成25年 6月 1日

ゆいゆい内科クリニック	西原町字我謝786番地11	平成25年 6月12日
-------------	---------------	-------------

沖縄県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会附属病院	名護市宇字茂佐1710番地9	北部地区医師会附属病院	公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会附属病院	平成25年 4月 1日

沖縄県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
みのり薬局	与那原町字東浜92番地4	平成25年 5月 1日
よしもとこどもクリニック	石垣市字登野城1024番地1	平成25年 5月 1日
憩いクリニック	宜野湾市大山四丁目1番8号	平成25年 5月16日
あさひの薬局	うるま市勝連南風原5102番地1	平成25年 5月23日
なつみ歯科医院	沖縄市胡屋四丁目14番28号	平成25年 5月31日
たいら歯科医院	宜野湾市我如古二丁目3番7号	平成25年 6月 1日
牧歯科医院	浦添市牧港一丁目9番8号	平成25年 6月 1日
病院前薬局	宮古島市平良字西里806番地5	平成25年 6月 1日

沖縄県告示第412号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届け出があった。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸1頭	沖縄市	平成25年 7月 9日

沖縄県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿佐阿佐53、字阿佐落水113
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所に
おいて縦覧に供する。)

沖縄県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 石垣市宇崎枝大称原106番36、106番118
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 南城市知念久原
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 7月16日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

沖縄県告示第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南部広域行政組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 南城市玉城字奥武
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 7月 2日から同年12月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、南風原町選挙管理委員会委員長から同条第1項第3号の規定に基づく個人演説会公営施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成25年7月16日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	管理者	指定年月日
南風原町総合保健福祉防災センター	南風原町字宮平697番地10	南風原町長	平成25年7月5日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---